

日本国籍の皆様に対する滞在許可に関する手続きのご案内

入国

日本国民は、シェンゲン協定査証が無くともオランダへ自由に入国することができ、かつまたシェンゲン協定地域に、180日以内において90日間滞在することができます。しかし、オランダに3ヶ月以上、滞在するには滞在許可証が必要です。

居留

2014年12月24日付のオランダ国務会議における直近の裁定により、日本国籍の皆様はオランダで働くための労働許可証の必要はなくなりました。それでも、もし日本国民が3ヶ月以上オランダで働き、居留を望む場合は、オランダ滞在許可証取得申請は必須事項となります。滞在許可証の労働表記には、労働市場への参加は自由であり、オランダで働くための労働許可証の必要は無いとあります。その為、滞在許可証の申請の審査、許可の確認を待つことなく、就労開始することができます。

労働関連の目的による滞在許可証にはいくつかカテゴリーがあり、それぞれ違った申請手順をふみます。

1. 有給雇用
2. 自己雇用
3. 高技能知的労働者

1. 有給雇用

日本国籍のあなたは、オランダに職があり、有給雇用に基づいてオランダでの居留権を得られます。個人で滞在許可証の申請を行うことができますし、あなたの雇用者があなたの代理として申請することもできます。移民局（IND）は申請を3ヶ月以内に審査します。

2. 自己雇用

日本国籍のあなたは、オランダと日本との間における通商航行条約（Treaty of Trade and Navigation）に基づいた自己雇用者としてオランダで就労することができます。この滞在許可証取得の条件には、あなたの会社がオランダ商工会議所に登録されていることであり、許可証有効全期間中、オランダ事業の銀行口座に最低資本金が預託されていることが必要です。INDは申請を3ヶ月以内に審査します。

3. 高技能知的労働者

あなたが日本国民として、給与条件（8%の休暇手当を除いて、30才以上の被雇用者の場合、控除前総月給が4,189ユーロ、30才以下の被雇用者の場合は控除前総月給が3,071ユーロ）を満たしており、オランダ企業に雇用されている場合は、あなたの雇用者が高技能知的労働者許可証（HSM）をあなたに代わって申請することができます。雇用者が、被雇用者に代わり申請を提出する際は、雇用者は最初に高技能知的労働者Highly Skilled Migrant事業計画に登録していることが必要です。企業がHSM事業計画に登録している場合は、入国監査局は、概ね2週間以内にHSM許可証申請を審査します。

申請書の提出

日本国籍の労働者あるいはその雇用者は、本人がまだ日本にいる間に、またはオランダ到着後に滞在許可証の申請をすることができます。申請は郵送、または本人がINDデスクに出向いて申請することもできます。雇用者が被雇用者に代わって滞在許可証を申請する時は、郵便にて提出してください。書式はwww.ind.nlに掲載されています。

申請書の送り先は以下です：

Immigration and Naturalisation Service (IND)
Postbus 245
7600 AE Almelo

もし（雇用者あるいは被雇用者により）、申請が郵便にて提出され、INDが申請登録し、行政登録費が支払われると、被雇用者は面会約束を取りINDデスクにおいて「滞在是認ステッカー（VAステッカー）」が旅券に付加されます。これが正式審査を受けるまでのオランダにおける合法的滞在証明となります。このステッカーは就労許可も明示しています。この面接の際に後の滞在許可証発行のためのバイオメトリックス生体確認（写真、指紋および署名）を完了させます。

もし、あなたが個人で申請する場合は、INDと面会の約束を取りINDデスクにて申請をします。この面接で滞在許可証申請のための行政手続料の支払いを済ませると、申請許可証出願中のオランダ居留と就労が許される旨を明示したVAステッカーを旅券に付加されます。この面接の際に、後の滞在許可証発行のためのバイオメトリックス生体確認を完了させます。

INDが滞在許可証発行に何も支障が無いと審査決定したほぼ2週間後、同時にバイオメトリックス生体認証が完了すると滞在許可証が発行されます。滞在許可証の受理については、INDより、何時、何処で、どの様に出来るかについての詳細が送られてきます。

INDデスクの住所や開設時間については、ウェブサイトwww.ind.nlをご覧ください。

市役所に登録

日本国籍の人がオランダに4ヶ月以上の居留を意図するならば、オランダの住所を正式に登録しなければなりません。これは本人が住む地方自治体の市役所にオランダ到着後5日間以内にしなければなりません。最初の登録となるため、面接が必要となります。実際には、到着後5日以内の登録は必ずしも容易ではありませんが、登録はさほど困難ではありませんので、まずは、面接の約束を速やかに取ることをお勧めします。

住民登録の際に、滞在許可証の申請がまだ成されていない場合は、住民登録は暫定的なものとなります。そして「Bewijs van bekendmaking in BRP(基本登録者公布証)」を受け取ります。移民監査局が滞在許可証の申請を認可すると、その情報を該当地方自治体に転送することにより、住民登録が完了します。

もし住民登録の際に、すでに滞在許可証の申請をし、VAステッカーを取得している場合は、面接の後5日以内にオランダの住所に登録されます。

住民登録が完了すると住民登録番号（BSN）が発行されます。これはあなたの住所に送られません。

市役所での住民登録はオランダでの居留に必須条件です。

エキスパットセンター・アムステルダム

エキスパットセンター・アムステルダムでは、国際企業とその高技能知的駐在員のために、ワン・ストップサービス（一回の訪問で手続きが完了）を提供しています。高技能知的労働者（およびその家族）は、エキスパットセンターへの一回の訪問により、いくつかの重要な正式手続きを完了することができます。それにはまず面会の約束を取ることが必要です。この面会でバイOMETRICS生体測定（個人認証）工程が完了し、滞在許可証取得や、要請に応じてVAステッカーを旅券に付加することも可能です。同時に住民登録を済ませて住民登録番号（BSN）を取得します。こうしてバイOMETRICS生体認証データが収集されると、IND（移民及び帰化局）より2週間で滞在許可証が発行されます。この滞在許可証は約束無しに自動的に受け取ることができます。

もし雇用者が、その高技能知的被雇用者のためにエキスパットセンターが提供するサービスを望むなら、申請書にてその項目を選んでいただけます。INDが申請を受理すると、当該高技能知的労働者（およびその家族）のために、エキスパットセンターが雇用者に連絡をして面会の約束を取ります。

エキスパットセンターのサービスは無料ではありません。INDおよび市役所にての事務手続きは無料です。